

## 実質化された豊田町大河内地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊田町大河内地区(大河内集落)	令和3年3月31日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	58.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.0ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の課題

中心経営体は確保できているが、今後、集落内の人口が減少していき、農道や水路の維持管理など農作業に従事していく人が減少していくため、新たな人員の確保が必要となる。また、有害鳥獣の被害が多く、対策が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

豊田町大河内地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者の農事組合法人ふかぼりと基本構想水準到達者1経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体				20.6 ha		30.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、11, 280㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体に貸し付ける場合には、農地を機構に貸し付けていく。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 老朽化しつつあるパイプラインのメンテナンスや農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。</p>